新旧対照表

千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画(素案)

千葉県後期高齢者医療広域連合(第三次広域計画)	千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画)	変更理由等
は じ め に	はじめに	
後期高齢者医療制度は、75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を対象とする独立した医療制度です。この後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県を単位として全市町村で組織する広域連合とされ、平成19年1月1日に千葉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が設立されました。 千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画(以下「広域計画」という。)は、地方自治法第291条の7の規定により定めるもので、広域連合と県内全市町村(以下「関係市町村」という。)が事務処理を行うための指針となるものであると同時に、関係市町村やその住民に対して広域連合の基本方針などを示すものです。 この第三次広域計画は、平成24年度に策定した広域計画(以下「第二次広域計画」という。)が平成28年度をもって期間満了となることを受け、策定するものです。	一定の障害のある方を対象とする独立した医療制度です。この後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県を単位として全市町村で組織する広域連合とされ、平成19年1月1日に千葉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が設立されました。 千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画(以下「広域計画」という。)は、地方自治法第291条の7の規定により定めるもので、広域連合と県内全市町村(以下「関係市町村」という。)が事務処理を行うための指針となるものであると同時に、関係市町村やその住民に対して広域連合の基本方針などを示すものです。この第二次広域計画は、平成19年度に策定した広域計画(以下「第	高齢者医療制度改革会議において、後期高齢者医療制度は廃止されることとされていたが(H22.12.20)、最終的には、現行制度を基本とすることが報告された(H25.8.16)ため、見直し部分の記載は削除した。 またWG会議において、現況と課題を記載したほうがよいとの意見があり、追加した。
		現況として、被保険者数及び 一人当たりの医療費の制度発
千葉県の被保険者数は、後期高齢者医療制度発足当初の平成20年 4月は49万2千人でしたが、平成28年4月には70万1千人と 年々増加を続けており、被保険者一人当たりの年間医療費は平成20 年度の35万4千円から、平成23万年の83万3千円に増加してい	<u>討を進めております。</u> <u>広域連合としては、現行制度が存続する限り、適正かつ円滑な運営</u>	足当時と平成27年度との比
年度の75万4千円から、平成27年度の82万2千円に増加しています。 これからも、被保険者数や医療費は年々増加を続けていくことが予想されるため、安定的な制度運営を行うためには、医療費の伸びができるだけ緩やかになるよう、保険者機能の強化を図り、医療費適正化や健康保持増進のための保健事業等の推進が必要となっております。	心して医療を受けられるよう国に対し必要な要望を行ってまいります。 今後とも、 <u>広域連合は、後期高齢者医療制度の運営にあたり、</u> その 構成団体である関係市町村と一体となって取り組んでいきます。	課題は、他広域連合の計画を 参考に記載し、それに合せて 「今後とも、~」以降も修正 した。
今後とも、 <u>広域連合では、安定的に制度運営できるよう、</u> その構成 団体である関係市町村と一体となって取り組んでいきます。		
第1 第三次広域計画の趣旨	第1 第二次広域計画の趣旨	
第三次広域計画は、広域連合が行う事務を、総合的かつ計画的に 行うため、広域連合と関係市町村が相互に役割分担を行い、連絡調		

千葉県後期高齢者医療広域連合(第三次広域計画)	千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画)	変更理由等
整を図りながら、処理する事項について定めるものであり、 <u>第二次</u> <u>広域計画</u> を引継ぎ策定するものです。	整を図りながら、処理する事項について定めるものであり、 <u>第一次</u> <u>広域計画</u> を引継ぎ策定するものです。	
第2 広域計画で定める項目	第2 広域計画で定める項目	
広域計画は、千葉県後期高齢者医療広域連合規約(以下「規約」という。)第5条(広域連合の作成する広域計画の項目)の規定に基づき、次の項目について定めます。	広域計画は、千葉県後期高齢者医療広域連合規約(以下「規約」という。)第5条(広域連合の作成する広域計画の項目)の規定に基づき、次の項目について定めます。	
(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町 村が行う事務に関すること	(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町 村が行う事務に関すること	
(2) 広域計画の期間及び改定に関すること	(2) 広域計画の期間及び改定に関すること	
第3 広域連合及び関係市町村が行う事務	第3 広域連合及び関係市町村が行う事務	
広域連合及び関係市町村はそれぞれ高齢者の医療の確保に関する 法律などに定める事務を行うとともに、規約に定める事務を行いま す。	広域連合及び関係市町村はそれぞれ高齢者の医療の確保に関する 法律などに定める事務を行うとともに、規約に定める事務を行いま す。	
(1) 被保険者の資格の管理に関する事務 〔広域連合〕 被保険者台帳により被保険者資格情報を管理し、被保険者資格の認定(取得及び喪失の確認、政令で定める障害がある旨の認定)被保険者証・被保険者資格証明書の交付決定などを行います。	(1) 被保険者の資格の管理に関する事務 〔広域連合〕 被保険者台帳により被保険者資格情報を管理し、被保険者資格の認定(取得及び喪失の確認、政令で定める障害がある旨の認定)被保険者証・被保険者資格証明書の交付決定などを行います。	
〔関係市町村〕 広域連合が被保険者の資格の認定を行う事ができるよう、住民基本台帳の情報など被保険者に関する情報を広域連合に提供するとともに、被保険者の認定に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し及び返還の受付など、窓口における受付事務を行います。	〔関係市町村〕 広域連合が被保険者の資格の認定を行う事ができるよう、住民基本台帳の情報など被保険者に関する情報を広域連合に提供するとともに、被保険者の認定に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し及び返還の受付など、窓口における受付事務を行います。	
(2) 医療給付に関する事務	(2) 医療給付に関する事務	

千葉県後期高齢者医療広域連合(第三次広域計画)	千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画)	変更理由等
 【広域連合】 被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する医療給付(後期高齢者医療給付)の支給決定を行います。 (医療給付の種類) 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給 その他広域連合条例で定めるところにより行う給付 	 (広域連合〕 被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する医療給付(後期高齢者医療給付)の支給決定を行います。 (医療給付の種類) 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給 その他広域連合条例で定めるところにより行う給付 	
〔関係市町村〕 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し など窓口における受付事務を行います。	〔関係市町村〕 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し など窓口における受付事務を行います。	
(3) 保険料の賦課及び徴収に関する事務 〔広域連合〕 関係市町村の持つ課税情報などを活用し、保険料率及び保険料の賦課決定並びに減免及び徴収猶予の決定などを行います。 保険料率は、おおむね2年間を通じ財政の均衡を保つことができるものとします。	(3) 保険料の賦課及び徴収に関する事務 〔広域連合〕 関係市町村の持つ課税情報などを活用し、保険料率及び保険料の賦課決定並びに減免及び徴収猶予の決定などを行います。 保険料率は、広域連合の全区域にわたって原則均一であるとともに、おおむね2年間を通じ財政の均衡を保つことができるものとします。	不均一保険料を適用していた
〔関係市町村〕 広域連合が保険料の賦課決定を行えるよう、関係市町村の持つ課税情報などの提供を行います。 また、広域連合が賦課額を決定した保険料の徴収事務を行うとともに、徴収した保険料を広域連合へ納付します。	〔関係市町村〕 広域連合が保険料の賦課決定を行えるよう、関係市町村の持つ課税情報などの提供を行います。 また、広域連合が賦課額を決定した保険料の徴収事務を行うとともに、徴収した保険料を広域連合へ納付します。	
(4) 保健事業に関する事務 〔広域連合〕 関係市町村と協力して、後期高齢者の心身の特性に応じ、健 康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び 疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の 被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に努めま す。	(4) 保健事業に関する事務 〔広域連合〕 関係市町村と協力して、後期高齢者の心身の特性に応じ <u>た保</u> <u>健事業を実施し、その健康の保持増進を図るよう</u> 努めます。	平成 28 年 6 月 14 日付け保発 0614 第 3 号高齢者の医療の確 保に関する指針の一部改正に 伴い、関係条文を加筆修正し た。

千葉県後期高齢者医療広域連合(第三次広域計画)	千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画)	変更理由等
〔関係市町村〕 広域連合と連携をとりながら、保健事業の推進を図ります。	〔関係市町村〕 広域連合と連携をとりながら、保健事業の推進を図ります。	
(5) 医療費適正化に関する事務 〔広域連合〕 重複頻回受診や医薬品の過剰投与の注意喚起のための訪問指導事業の実施並びに高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進を図るとともに、レセプトの点検、医療費通知の送付及びジェネリック医薬品の周知などにより医療費の適正化に取り組みます。	(5) 医療費適正化に関する事務 〔広域連合〕 重複頻回受診や医薬品の過剰投与の注意喚起のための訪問指導事業 <u>を実施する</u> とともに、レセプトの点検、医療費通知の送付及びジェネリック医薬品の周知などにより医療費の適正化に取り組みます。	本年度の後期高齢者医療制度 実施要綱の医療費適正化等推 進事業に追加された部分につ いて加筆修正した。
〔関係市町村〕 広域連合と連携をとりながら、重複頻回受診や医薬品の過剰 投与の注意喚起並びに高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推 進に努めるとともに、ジェネリック医薬品の周知を図ります。	〔関係市町村〕 広域連合と連携をとりながら、重複頻回受診や医薬品の過剰 投与の注意喚起に努めるとともに、ジェネリック医薬品の周知 を図ります。	
(6) 広報公聴に関する事務 〔広域連合〕 制度に対する住民の正しい理解を得るために、ホームページや広報紙などを活用した広報活動を行うとともに、関係市町村と連携して住民からの相談に対応します。 また、学識経験者や被保険者の代表で構成される医療懇談会の開催やパブリックコメントの実施などにより、本制度の運営に関する意見などの聴取に努めます。	(6) 広報公聴に関する事務 〔広域連合〕 制度に対する住民の正しい理解を得るために、ホームページや広報紙などを活用した広報活動を行うとともに、関係市町村と連携して住民からの相談に対応します。 また、学識経験者や被保険者の代表で構成される医療懇談会の開催やパブリックコメントの実施などにより、本制度の運営に関する意見などの聴取に努めます。	
〔関係市町村〕 ホームページや広報紙を活用し制度の周知を図り、住民の要請に応じ説明会を <u>開催するとともに、窓口等での住民からの相談に対応します。</u>	〔関係市町村〕 ホームページや広報紙を活用し制度の周知を図り、住民の要 請に応じ説明会を <u>開催します。</u>	関係市町村でも住民の相談に対応しているため
(7) 電算処理システムに関する事務 〔広域連合〕 制度を円滑に実施するため、電算処理システムの機能強化を進め、関係市町村とネットワークで結ばれている端末機により情報を共有し、住民の利便性を確保するとともに事務の効率化を図ります。	(7) 電算処理システムに関する事務 〔広域連合〕 制度を円滑に実施するため、電算処理システムの機能強化を進め、関係市町村とネットワークで結ばれている端末機により情報を共有し、住民の利便性を確保するとともに事務の効率化を図ります。	平成 29 年度より情報連携が 始まるマイナンバー制度に対 応するため、広域連合の行う 事務として、情報セキュリティ対策の徹底を図る必要があ

千葉県後期高齢者医療広域連合(第三次広域計画)	千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画)	変更理由等
また、情報セキュリティ対策を徹底し、住民の個人情報保護 を図ります。		り追加した。
〔関係市町村〕 広域連合が設置する端末機などを活用し、住民の利便性を <u>確</u> <u>保する</u> とともに事務の効率化を図ります。 <u>また、情報セキュリティ対策を徹底し、住民の個人情報保護</u> <u>を図ります。</u>	〔関係市町村〕 広域連合が設置する端末機などを活用し、住民の利便性を <u>図</u> <u>る</u> とともに事務の効率化を図ります。	関係市町村でも住民の相談に 対応しているため情報セキュ リティ対策の徹底を図る必要 があり追加した。
(8) 制度の改善に関する事務 〔広域連合〕 現行制度の改善について、関係市町村、医療懇談会、関係団体などの意見を踏まえ適切に取り組むとともに、全国後期高齢者医療広域連合協議会と連携し国に対し必要な要望を行います。	(8) 制度の改善・制度の見直しに関する事務 〔広域連合〕 現行制度の改善について、関係市町村、医療懇談会、関係団体などの意見を踏まえ適切に取り組むとともに、全国後期高齢者医療広域連合協議会と連携し国に対し必要な要望を行います。 制度の見直しに際しては、全国後期高齢者医療広域連合協議会と連携し、国に対し必要な要望を図るとともに、現行制度が廃止される場合には、適正な清算業務及び新制度の推進主体に対する円滑な引継ぎを図ります。	制度見直し部分の記載については削除する。
〔関係市町村〕 現行制度の改善について、千葉県後期高齢者医療広域連合協議会などを通し、広域連合に協力していくとともに、 <u>広域連合、</u> 全国市長会、全国町村会などと連携し、国に対し必要な要望を行います。	〔関係市町村〕 現行制度の改善について、千葉県後期高齢者医療広域連合協議会などを通し、広域連合に協力していくとともに、全国市長会、全国町村会などと連携し、国に対し必要な要望を行います。 また、制度の見直しに際しては、全国市長会、全国町村会などと連携し、高齢者が安心して医療が受けられるよう、国に対し必要な要望などを行います。	関係市町村でも国に対する要 望を広域連合と連携して行っ ているため、文言を追加
第4 <u>第三次広域計画</u> の期間及び改定	第 4 第 <u>二次広域計画</u> の期間及び改定	
第三次広域計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、計画期間満了前に見直しを行うこととします。ただし、事務の追加などにより計画変更の必要が生じた場合など、千葉県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めたときは、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議決を経て随時改定を行います。	第二次広域計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とし、計画期間満了前に見直しを行うこととします。ただし、事務の追加などにより計画変更の必要が生じた場合など、千葉県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めたときは、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議決を経て随時改定を行います。	第二次広域計画と同様期間は 5年間とする。

資料編

千葉県後期高齢者医療広域連合(第三次広域計画)	千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画)	変更理由等
資料1千葉県後期高齢者医療広域連合規約	資料 1 千葉県後期高齢者医療広域連合規約	
平成18年12月27日	平成18年12月27日	
千葉県市指令第19号	千葉県市指令第19号	
(広域連合の名称)	(広域連合の名称)	
第1条 この広域連合は、千葉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」	第1条 この広域連合は、千葉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」	
という。)という。	という。)という。	
(広域連合を組織する地方公共団体)	(広域連合を組織する地方公共団体)	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第2条 広域連合は、千葉県内の全市町村(以下「関係市町村」という。)をも	
って組織する。	って組織する。	
(広域連合の区域)	(広域連合の区域)	
第3条 広域連合の区域は、千葉県の区域とする。	第3条 広域連合の区域は、千葉県の区域とする。	
(広域連合の処理する事務)	(広域連合の処理する事務)	
· ·	第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80	
, and the second	号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の	
事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別		
表第1に定める事務については関係市町村において行う。	表第1に定める事務については関係市町村において行う。	
(1) 被保険者の資格の管理に関する事務	(1) 被保険者の資格の管理に関する事務	
(2) 医療給付に関する事務	(2) 医療給付に関する事務	
(3) 保険料の賦課に関する事務	(3) 保険料の賦課に関する事務	
(4) 保健事業に関する事務	(4) 保健事業に関する事務	
(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 (広域連合の作成する広域計画の項目)	(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 (広域連合の作成する広域計画の項目)	
	(区域建台のFi放りる区域計画の項台) 第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第	
284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載す	284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載す	
るものとする。	るものとする。	
(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う		
事務に関すること。	事務に関すること。	
(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。	(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。	
(広域連合の事務所)	(広域連合の事務所)	

千葉県後期高齢者医療広域連合(第三次広域計画)	千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画)	変更理由等
第6条 広域連合の事務所は、千葉市内に置く。	第6条 広域連合の事務所は、千葉市内に置く。	
(広域連合の議会の組織)	(広域連合の議会の組織)	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、54	
人とする。	人とする。	
	2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。	
(広域連合議員の選挙の方法)	(広域連合議員の選挙の方法)	
	第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員のうちから、各関係市町	
村の議会において1人を選挙する。	村の議会において1人を選挙する。	
	2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の例によ 	
る。	る。	
(広域連合議員の任期) 第0条 広域連合議員の任期は、光弦関係主町社の議会の議員としての任期	(広域連合議員の任期)	
	第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員としての任期 による。	
による。	による。 2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にそ	
の職を失う。	2	
	の職を失う。 3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じた	
ときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。	ときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。	
(広域連合の議会の議長及び副議長)	(広域連合の議会の議長及び副議長)	
	第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を	
選挙しなければならない。	選挙しなければならない。	
2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。	2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。	
(広域連合の執行機関の組織)	(広域連合の執行機関の組織)	
第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長を置く。	第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長を置く。	
2 広域連合に会計管理者を置く。	2 広域連合に会計管理者を置く。	
3 副広域連合長は、広域連合議員を兼ねることができない。	3 副広域連合長は、広域連合議員を兼ねることができない。	
(広域連合の執行機関等の選任の方法)	(広域連合の執行機関等の選任の方法)	
第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票	第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票	
によりこれを選挙する。	によりこれを選挙する。	
2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うもの	2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うもの	
とする。	とする。	
3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。	3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。	
4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任	4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任	
する。	する。	

千葉県後期高齢者医療広域連合(第三次広域計画)	千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画)	変更理由等
5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合	5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合	
長が命ずる。	長が命ずる。	
(広域連合の執行機関の任期)	(広域連合の執行機関の任期)	
第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係	第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係	
市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあっては、当該任期による。	市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあっては、当該任期による。	
(補助職員)	(補助職員)	
第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。	第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。	
(選挙管理委員会)	(選挙管理委員会)	
第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。	第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。	
2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。	2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。	
	3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政	
治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会に		
おいてこれを選挙する。	おいてこれを選挙する。	
4 選挙管理委員の任期は、4年とする。	4 選挙管理委員の任期は、4年とする。	
(監査委員)	(監査委員)	
第16条 広域連合に監査委員2人を置く。	第16条 広域連合に監査委員2人を置く。	
	2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔	
	で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れ	
た識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合	,	
議員のうちから、それぞれ1人を選任する。	議員のうちから、それぞれ1人を選任する。	
	3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4	
年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあっては広域連合議員の		
任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うこ		
とを妨げない。	とを妨げない。	
	第17条 広域連合にその運営に関する重要事項を審議するため、関係市町村	
の長から選出される者で構成する協議会を置く。 	の長から選出される者で構成する協議会を置く。	
(広域連合の経費の支弁の方法)	(広域連合の経費の支弁の方法)	
第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。	第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。	
(1) 関係市町村の負担金	(1) 関係市町村の負担金	
(2) 事業収入	(2) 事業収入	
(3) 国及び県の支出金	(3) 国及び県の支出金	
(4) その他	(4) その他	

千葉県後期高齢者医療広域連合(第三次広域計画)	千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画)	変更理由等
2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2により、広域 連合の予算において定めるものとする。	2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2により、広域 連合の予算において定めるものとする。	
(補則) 第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。	(補則) 第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。	
第12条第5項の規定は同年4月1日から、第4条の規定は平成20年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。 3 広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、千葉市中央区市場町1番3号に所在する千葉県自治会館内にて行うものとする。	施行する。 (経過措置) 2 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うも のとする。 3 広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項	
附 則(平成22年8月27日千葉県市指令第980号) この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。 <u>附 則(平成24年10月25日県知事届出)</u> (施行期日) 1 この規約は、千葉県知事に届出の日から施行する。 (経過措置)	附 則(平成22年8月27日千葉県市指令第980号) この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。	第二次広域計画 策定後に、外国 人登録法廃止に
2 改正後の別表第2備考1及び2の規定は、平成26年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成25年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。		伴い、別表第2が改正された。

千葉県後期高齢者	皆医療広域連合(第三次広域計画)	千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画)	変更理由等
J表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
	事務内容	事務内容	
被保険者の資格管理に関する	る申請及び届出の受付	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	
被保険者証及び資格証明書の	の引渡し	被保険者証及び資格証明書の引渡し	
被保険者証及び資格証明書の	の返還の受付	被保険者証及び資格証明書の返還の受付	
医療給付に関する申請及び	田出の受付並びに証明書の引渡し	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	
保険料に関する申請の受付		保険料に関する申請の受付	
上記事務に付随する事務		上記事務に付随する事務	
J表第2(第18条関係)		別表第2(第18条関係)	
,	に定める経費を除く経費)	1 共通経費(第2項及び第3項に定める経費を除く経費)	
区分	負担割合	区分 負担割合	
共通経費	均等割 10%	共通経費 均等割 10%	
	高齢者人口割 50%	高齢者人口割 50%	
	人口割 40%	人口割 40%	
額 保険料その他の納付金(高 すべき額) 市町村が徴収した保険料等 備考 1 高齢者人口割について づく満75歳以上の人口に	等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額 は、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基	額 3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額) 市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額 備考 1 高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び 外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。	

千葉県後期高齢者医療広域連合(第三次広域計画)	千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画)	変更理由等
資料 2 千葉県後期高齢者医療広域連合の歩み	資料 2 千葉県後期高齢者医療広域連合の歩み	
1 千葉県後期高齢者医療広域連合の主な出来事	1 千葉県後期高齢者医療広域連合の主な出来事	
平成18年 9月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合設立準備委員 会規約施行	平成18年 9月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合設立準備 委員会規約施行	
19年 1月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合規約施行	19年 1月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合規約施行	
19年 1月30日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 (藤代 孝七 船橋市長)	19年 1月30日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 (藤代 孝七 船橋市長)	
19年 2月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合事務局設置	19年 2月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合事務局設置	
19年11月13日 定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療に関する条例制定について可決 (平成20年度、21年度保険料等)	19年11月13日 定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢 者医療に関する条例制定について可決 (平成20年度、21年度保険料等)	
20年 4月 1日 後期高齢者医療制度開始	20年 4月 1日 後期高齢者医療制度開始	
21年 7月13日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 (藤代 孝七 船橋市長)	2 1 年 7 月 1 3 日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 (藤代 孝七 船橋市長)	
22年 2月 8日 定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢 者医療に関する条例の一部を改正する条 例の制定について可決 (平成22年度、23年度保険料)	22年 2月 8日 定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢 者医療に関する条例の一部を改正する条 例の制定について可決 (平成22年度、23年度保険料)	
22年 3月23日 印西市、印旛村、本埜村が合併し、印西市となり、関係市町村が56から54になる。	22年 3月23日 印西市、印旛村、本埜村が合併し、印西 市となり、関係市町村が56から54に なる。	

千葉県後期高齢者医療広域連合(第三次広域計画)	千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画)	変更理由等
23年 2月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 (根本 崇 野田市長)	23年 2月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 (根本 崇 野田市長)	
25年 2月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 (志賀 直温 東金市長)		第二次広域計画 策定後の内容を 追加した。
26年 2月 7日 定例議会千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢 者医療に関する条例の一部を改正する条 例の制定について可決 (平成26年度、27年度保険料)		
26年 5月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 (志賀 直温 東金市長)		
28年 2月10日 定例議会千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢 者医療に関する条例の一部を改正する条 例の制定について可決 (平成28年度、29年度保険料)		
2 主な制度の見直し	2 主な制度の見直し	
保険料の支払い方法の変更 20年10月 ~ 一定条件のもと、口座振替の対象者の拡大 21年 4月 ~ 口座振替と年金天引きとの選択制の実施	保険料の支払い方法の変更 20年10月 ~ 一定条件のもと、口座振替の対象者の 拡大 21年 4月 ~ 口座振替と年金天引きとの選択制の実 施	
現役並み所得者の判定基準の変更 21年 1月 ~ 被保険者及び同一世帯に属する70歳以上 75歳未満の世帯員の合計で判定	現役並み所得者の判定基準の変更 2 1 年 1 月 ~ 被保険者及び同一世帯に属する 7 0 歳 以上 7 5 歳未満の世帯員の合計で判定	
7 5 歳到達月に係る高額療養費の自己負担限度額の特例	7 5 歳到達月に係る高額療養費の自己負担限度額の特例	

千葉県後期高齢者医療広域連合(第三次広域計画)	千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画)	変更理由等
21年 1月 ~ 誕生月前の医療保険制度と、誕生月後の後期 高齢者医療制度における自己負担限度額を	2 1年 1月 ~ 誕生月前の医療保険制度と、誕生月後 の後期高齢者医療制度における自己負	
それぞれ本来額の1/2に設定	担限度額をそれぞれ本来額の1/2に設定	
保険料の軽減措置	保険料の軽減措置 <u>と激変緩和措置</u>	
恒常的な措置 <u>(政令本則)</u>	恒常的な措置	恒常的な措置と
低所得者に対して	低所得者に対して	特例措置を整理
・均等割の7割・5割・2割軽減	・均等割の7割・5割・2割軽減	した。
・平成26年度より5割軽減の対象に単身世帯を追加	7割軽減については、 <u>現行制度が終了するまでの間</u>	
<u>特例措置</u>	8 . 5 割軽減	また、平成26年
・均等割の7割軽減については、8.5割軽減	・所得が一定以下の場合、所得割を一律 5 割軽減	度より5割軽減
・所得が一定以下の場合、所得割を一律5割軽減	・平成21年度より、均等割額について9割軽減を追加	の対象に単身世
・平成21年度より、均等割額について9割軽減を追加		帯が追加されたこと、特例措置
被扶養者に対して	被扶養者に対して	の原則廃止を記
・所得割の賦課なし。	・所得割の賦課なし。 <u>制度加入から2年間について均等</u>	載した。
・制度加入から2年間について均等割5割軽減	割の5割軽減を9割軽減する措置の継続	
—————————————————————————————————————		
・制度加入期間に関係なく、均等割5割軽減については、		
9割軽減		
特例措置は、平成29年度から激変緩和措置を講じた上で、		
<u>政令本則に戻すこととされている。</u>		

千葉県後期高齢者医療広域連合(第三次広域計画)

千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画)

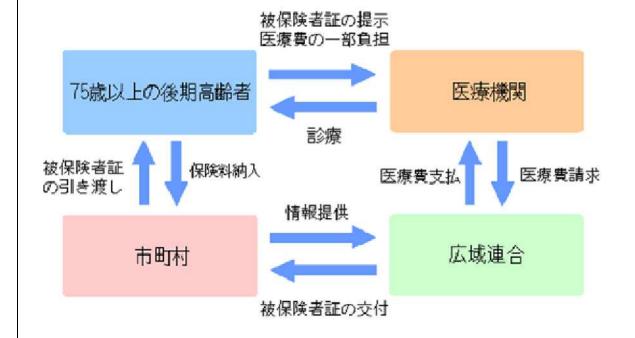
変更理由等

資料3 後期高齢者医療制度のしくみ

千葉県内の関係市町村が設立した広域連合が「財政運営全般」を行い、関係市町村は保険料徴収と窓口業務を行います。

後期高齢者は「保険料」を納付し、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示し診療を受けることとなります。

後期高齢者医療制度のしくみ

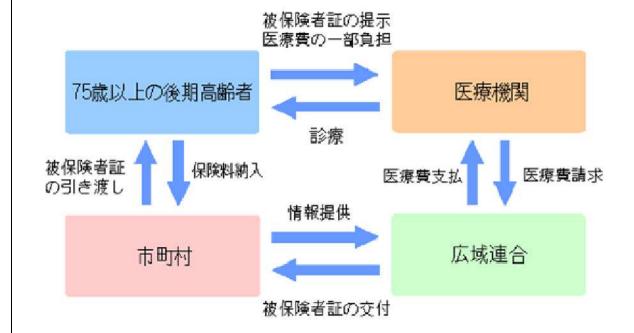


資料3 後期高齢者医療制度のしくみ

千葉県内の関係市町村が設立した広域連合が「財政運営全般」を行い、関係市町村は保険料徴収と窓口業務を行います。

後期高齢者は「保険料」を納付し、広域連合が交付する被保険者証を医療 機関に提示し診療を受けることとなります。

後期高齢者医療制度のしくみ



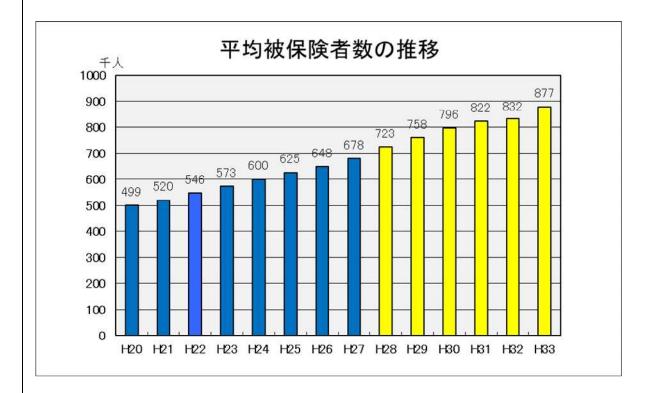
千葉県後期高齢者医療広域連合(第三次広域計画)

千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画)

变更理由等

資料4 千葉県後期高齢者医療被保険者の状況と推計

後期高齢者医療制度が開始された平成20年度の平均被保険者数は49万9千人でしたが、<u>平成27年度は67万8千人</u>となり、<u>35.9%</u>増加しています。平成33年度には<u>87万7千人</u>と平成20年度から<u>37万8千人</u>、<u>75.8%</u>の増加が見込まれています。

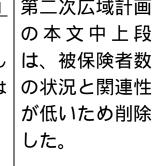


- 1 平成20年度から平成27年度は千葉県後期高齢者医療平均被保険者数の実数
- 2 平成28年度から<u>平成33年度</u>は千葉県常住人口年齢別統計(<u>平成27年4月1日</u>)から推計 した千葉県後期高齢者医療平均被保険者数
- 3 被保険者数については、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に基づく障害認定 を受けた障害者数(65歳から74歳)を含む

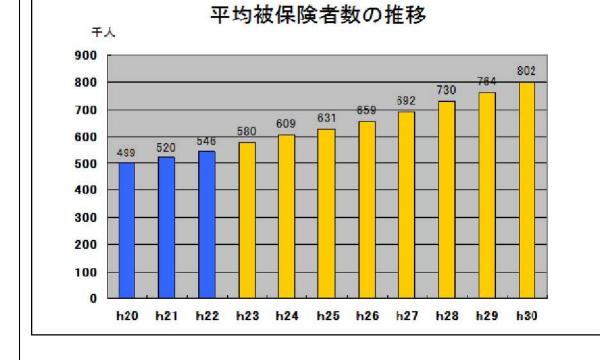
資料4 千葉県後期高齢者医療被保険者の状況と推計

<u>千葉県の75歳以上の高齢者人口は、国勢調査の結果では平成12年の320,91</u> 第二次広域計画 3人から、平成22年には554,260人と233,347人増加しています。 の本文中上段

後期高齢者医療制度が開始された平成20年度の平均被保険者数は49万9千人でし たが、平成22年度は54万6千人となり、9.4%増加しています。平成30年度には 80万2千人と平成20年度から30万3千人、60.7%の増加が見込まれています。 が低いため削除



| その他数値を更 | 新した。



- 1 平成20年度から平成22年度は千葉県後期高齢者医療平均被保険者数の実数
- 2 平成23年度から<u>平成30年度</u>は千葉県常住人口年齢別統計(<u>平成23年4月1日</u>)から推計 した千葉県後期高齢者医療平均被保険者数
- 3 被保険者数については、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に基づく障害認定 を受けた障害者数(65歳から74歳)を含む

千葉県後期高齢者医療広域連合(第三次広域計画) 千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画) 変更理由等 資料5 資料 5 関係市町村別に見た高齢化の状況 関係市町村別に見た高齢化の状況 (平成22年10月1日現在) (平成 17年 10月) 新たに策定され た千葉県高齢者 保健福祉計画 (平成27年度 印德國域 ~ 平成29年)の 19.8% 香取海匝圖域 東葛北部國域 データに更新し 27.3% 21.2% 香取海匝圏域 印旛圏域 た。 東葛北部圏域 東葛南部圏域 18.9% 東葛南部圏域 千葉圏域 市原圏域 21.1% 市原圏域 山武長生夷隅圏域 26.6% 山武長生夷隅圏域 君津圏域 23.4% 君津圏域 木更津市 器淮市 君津市. 富泽市 【高齡化率】 militan 20%未満 【高齢化率】 南原総市 20%以上 25%未満 安房圈域 15%未満 安房圏域 33.9% 25%以上 30%未満 15%以上 20%未満 30%以上 35%未满 20%以上 25%未満 35%以上 40%未満 25%以上30%未満 40%以上 30%以上 ※ 総務省統計局「平成22年国勢調査結果」をもとに作成。 (出典「干葉具高齢者保健福祉計画(平成27年度~平成29年度)」) (出典「干葉県高齢者保健福祉計画(平成21年度~平成23年度」)

千葉県後期高齢者医療広域連合(第三次広域計画) 千葉県後期高齢者医療広域連合(第二次広域計画) 変更理由等 資料6 資料6 関係市町村別に見た高齢化の状況 関係市町村別に見た高齢化の状況 (平成 37 年推計値) (平成 26 年度推計値) 新たに策定され た千葉県高齢者 保健福祉計画 (平成27年度 ~ 平成29年)の データに更新し 印旛圏域 香取海匝圏域 た。 香取海匝圏域 30.4% 東葛北部圏域 36.8% 東葛北部圏域 29.4% 東葛南部圏域 東葛南部圏域 25. 9% 千葉圏域 30.4% 市原圏域 市原圏域 31.3% 山武長生夷隅圏域 山武長生夷隅圏域 37.5% 君津圏域 君津圏域 32.9% いすみ市 澎潭市 青油市 【高齢化率】 【高齢化率】 南原织市 20%未満 15%未満 安房圏域 20%以上 25%未満 15%以上 20%未満 42.3% 25%以上 30%未満 20%以上 25%未満 30%以上 35%未満 25%以上30%未満 35%以上 40%未満 30%以上 40%以上 ※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」をもとに作成。 (出典「千葉県高齢者保健福祉計画(平成21年度~平成23年度」) (出典「干葉県高齢者保健福祉計画(平成27年度~平成29年度)」)